

公 告

このたび、県営土地改良事業（たん水防除事業二艘入川地区）の施行申請にあたり、土地改良法（昭和24年法律第195号）第85条第2項の規定に基づき、別紙県営土地改良事業計画概要書（たん水防除事業二艘入川地区）とともにこの旨を公告します。

なお、同地区内において、土地改良法第3条第1項第2号又は第4号の規定による申出をしようとする者は、令和8年7月31日（土日祝を含まない）までに同法施行規則第2条第1項又は第3条第1項の申出書を碧南市農業委員会に提出してください。

令和8年7月17日

県営土地改良事業
たん水防除事業二艘入川地区
申請人代表 杉 浦 豊